

令和3年度県営林事業の実施状況について

1 要旨・目的

公益的機能の持続的な発揮及び木材の安定的な供給を図ることを目的とする県営林事業について、令和3年度の実施状況を報告する。

2 現状・背景

令和3年度は、第2期県営林中期管理経営計画に基づき、事業地及び事業体の確保による計画的な木材生産や、コストの削減、有利販売に取り組んだ。なお、輸入木材の価格高騰や品不足による県産材需要の増加に対応するため、用材の安定供給に重点的に取り組んだ。

3 概要

(1) 成果目標

木材生産量の確保【 目標 47,600m³ ⇒ 実績 57,137m³ 】

事業の早期着手や月次の工程管理を行った結果、木材生産量の目標を達成した。

(2) 事業内容

事業地の確保などに向けて、次の取組を実施した。

区分	取組内容
事業地の確保	前年度に実施した先行調査の結果を基に、施業プラン書作成、土地所有者交渉を行い、事業地の早期確保に努めた。
事業体の確保	事業体が年間事業計画を立てられるよう、まとまりのある規模の事業地を早期発注し、事業体を確保した。
コスト削減	既存の集出荷施設に大ロットで直接出荷を行うことで、仕分け・運送コストの削減を図った。
有利販売	県内の集出荷施設などに対して、需要に応じた直接協定取引を行うことで、安定した収入を確保した。

(3) 事業計画と実績

木材生産の請負事業については、利用間伐において条件不利地の施業実施を中止したため、面積・材積とも実績が下回ったが、バイオマス材生産において需要増への対応から供給強化を図っており、請負事業全体では、木材生産量が計画を上回った。

また、立木販売についても、ほぼ計画通り実施しており、木材生産量は計画を上回った。

保育については、アクセスなどの現場条件が悪い施業地が多く、施業コストが増えたため、計画を下回った。

区分				計画 (A)		実績 (B)		増減 (B)-(A)	
				面積	材積	面積	材積	面積	材積
木材 生 産	請負 事業	用材	利用間伐	280 ha	16,800 m ³	240 ha	15,666 m ³	▲ 40 ha	▲ 1,134 m ³
			主伐	10 ha	2,600 m ³	0 ha	0 m ³	▲ 10 ha	▲ 2,600 m ³
		バイオマス材		—	4,200 m ³	—	15,569 m ³	—	11,369 m ³
		計		—	23,600 m ³	—	31,235 m ³	—	7,635 m ³
	立木販売(主伐)		80 ha	24,000 m ³	73 ha	25,902 m ³	▲ 7 ha	1,902 m ³	
	合計		—	47,600 m ³	—	57,137 m ³	—	9,537 m ³	
保育				200 ha	—	173 ha	—	▲ 27 ha	—
作業道開設(延長)				61,600 m	—	52,588 m	—	▲ 9,012 m	—

(4) 収支計画と実績

木材の有利販売を推進するなど売上高の確保に努めるとともに、流通経費の縮減を図る等により、目標とする経常利益を確保した。

(単位：千円)

区分	項目	計画(A)	実績(B)	増減(B-A)	備考(主な増減理由)	
木材生産	①売上高	請負事業	262,966	392,976	130,010	木材販売単価の増
		立木販売	105,600	106,425	825	木材販売単価の増
		計	368,566	499,401	130,835	
	②生産原価	264,638	224,825	▲ 39,813	請負事業の事業量の減	
	③販売管理費	172,930	153,180	▲ 19,750	請負事業の事業量の減	
	④営業利益	▲ 69,002	121,396	190,398	①-②-③	
	⑤営業外収益	198,571	236,728	38,157	分収金(R2)の増加に伴う前年度繰越金の増	
保育	⑥営業外費用	61,733	208,090	146,357	分収金(R2・R3)の増	
	⑦経常利益	67,836	150,034	82,198	④+⑤-⑥	
	⑧販売管理費	71,324	68,052	▲ 3,272	作業道補修費の減	
	⑨営業外収益	21,905	20,269	▲ 1,636	立木補償金の減	
⑩営業外費用	6,649	2,255	▲ 4,394	立木補償に係る分収金の減		
	⑪経常利益	▲ 56,068	▲ 50,038	6,030	⑨-⑧-⑩	
⑫経常利益計		11,768	99,996	88,228	⑦+⑪	
⑬特別損失		163,613	163,527	▲ 86	職員給与費確定による減	
⑭純利益		▲ 151,845	▲ 63,531	88,314	⑫-⑬ 一般会計からの繰入必要額	

(5) 分収造林事業の経営改革に伴う一般会計の負担

令和3年度は、県営林特別会計への繰出金64百万円と第三セクター等改革推進債償還金1,292百万円を一般会計から支出した。

(単位：百万円)

区分	年度				備考
	H25	H26~R2	R3	累計	
県営林特別会計への繰出金	—	1,102	64	1,166	⑭純利益の赤字について、一般会計で補填
第三セクター等改革推進債償還額	—	9,134	1,292	10,426	償還期間:H26~R5 償還予定額:13,001百万円
県債権放棄額	33,264	—	—	33,264	旧(一財)広島県農林振興センターの民事再生に伴う債権放棄

(6) 貸借対照表

固定資産は、森林資産が6百万円減少して5,598百万円となった。また、固定負債は、借入金の返済により103百万円減少して970百万円となった。こうした結果により、純資産は、112百万円増加して4,528百万円となった。

(単位：百万円)

令和2年度決算				令和3年度決算見込			
流動資産	73	流動負債	187	流動資産	176	流動負債	275
固定資産	5,603	固定負債	1,073	固定資産	5,598	固定負債	970
〔森林資産 3,514〕 〔土地 2,089〕		純資産	4,416	〔森林資産 3,508〕 〔土地 2,089〕		純資産	4,528
計	5,676	計	5,676	計	5,774	計	5,774

※端数調整により合計が一致しない場合がある。

◀ 県営林事業費特別会計 貸借対照表 (R3決算見込) ▶

(単位:円)

科 目	当年度(R3末)	前年度(R2末)	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	170,847,720	66,101,570	104,746,150
販売用資産	5,453,909	6,495,479	▲ 1,041,570
流動資産合計	176,301,629	72,597,049	103,704,580
2 固定資産			
特定資産	0	0	
その他固定資産	5,597,795,864	5,603,249,773	▲ 5,453,909
事業用資産	5,597,795,864	5,603,249,773	▲ 5,453,909
森林資産	3,508,312,864	3,513,766,773	▲ 5,453,909
土地	2,089,483,000	2,089,483,000	0
固定資産合計	5,597,795,864	5,603,249,773	▲ 5,453,909
資産合計	5,774,097,493	5,675,846,822	98,250,671

科 目	当年度(R3末)	前年度(R2末)	増 減
II 負債の部			
1 流動負債			
賞与引当金	1,608,000	1,621,333	▲ 13,333
分収金引当金	170,847,720	66,101,570	104,746,150
短期借入金	102,711,632	119,421,442	▲ 16,709,810
流動負債合計	275,167,352	187,144,345	88,023,007
2 固定負債			
長期借入金	970,486,605	1,073,198,237	▲ 102,711,632
固定負債合計	970,486,605	1,073,198,237	▲ 102,711,632
負債合計	1,245,653,957	1,260,342,582	▲ 14,688,625
III 純資産の部			
1 純資産	4,528,443,536	4,415,504,240	112,939,296
純資産合計	4,528,443,536	4,415,504,240	112,939,296
負債及び純資産合計	5,774,097,493	5,675,846,822	98,250,671

* 森林資産(固定資産)の内訳 (単位:円)

区 分	金 額
前年度森林資産	3,513,766,773
取得原価による増	0
販売用資産への振替による減	▲ 5,453,909
合 計	3,508,312,864

* 主な勘定科目

現金預金	歳計現金の期末残高	賞与引当金	県職員翌年度賞与
販売用資産	翌年度主伐予定の森林資産	分収金引当金	土地所有者への分収金(翌年度支払)
森林資産	森林資産＝前年度森林資産 ＋取得原価－販売用資産	短期借入金	翌年度の日本政策金融公庫償還金(元金)
		長期借入金	日本政策金融公庫借入残高(元金)
土 地	県有林における県有地		

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1 重要な会計方針

この財務諸表作成の会計基準は、地方公会計基準に従うものとする。

なお、森林資産に係る会計処理については、林業公社会計基準（平成23年3月17日制定）を参考とする。

(1) 森林資産の評価方法

① 平成26年度（期首）における森林資産

ア 森林資産は、固定資産に属するものとし、その評価方法は（一財）広島県農林振興センターが民事再生時に分収造林（以下、センター林という。）事業を評価した方法、評価基準日（平成26年3月31日）により時価評価した。

イ その評価方法は、各事業地の調査結果に基づき、伐採・搬出方法や木材価格、今後必要な経費など、主に以下のような一定の前提条件の下、将来の収穫量から事業地毎、年度毎の収益を積算し、それらを平成25年1月1日現在に割り戻して算出した収益額の現在価値を評価額とした。

評価法	伐期	割引率	木材価格	分収割合
市場価逆算法	70年	6.0%	H22～H24市況平均	7:3

ウ 以上から、県が事業譲渡を受けたセンター林の評価額と同様の方法で時価評価した既存県営林の評価額を合算し、平成26年度期首の森林資産評価額とした。

（単位：千円）

	センター林	既存県営林	合計価額
森林資産評価額	639,524	2,669,130	3,308,654

② 平成26年度以降における森林資産

平成26年度以降は、取得原価をもって森林資産とする。

森林資産の取得原価は、森林整備に要した費用から森林整備に係る収入を控除した実事業費によることとし、取得原価から森林資産に係る直接的な補助金を控除する直接減額方式を採用する。

また、林業公社会計基準においては、借入金の支払利息を森林整備に要した費用として取得原価に計上しているが、県営林事業においてはこれを計上しないこととする。

なお、取得原価に計上する費用、収入の内容及び補助金による圧縮記帳の実績は次のとおりである。

ア 取得原価に計上する費用及び収入の内容

森林整備に要した費用の内容	間伐等保育費、作業道開設・補修費、分収金、森林調査費、森林保険料 等
費用から控除する収入の内容	造林補助金、利用間伐売払収入 等

イ 補助金による圧縮記帳の実績

(単位：千円)

補助金等の名称	区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	H26～R3 累計
造林補助金	補助金額	209,188	315,048	193,785	194,403	170,081	180,353	166,456	184,906	1,614,220
	圧縮額	209,188	315,048	193,785	194,403	170,081	180,353	166,456	184,906	1,614,220

③ 販売用資産

森林資産は、分収造林契約に基づき収益を伴う伐採（主伐）が決定したとき、固定資産から流動資産へ振り替える。

なお、「収益を伴う伐採が決定したとき」とは、県営林事業に係る予算等において主伐の意思決定がなされた場合をいう。

(3) 森林資産の減損処理

- ① 森林資産の将来の経済的便益が著しく下落した時は、その回復の見込みがあると認められる場合を除き、その貸借対照表価額を正味売却価額まで減額する。
- ② 上記、「将来の経済的便益が著しく下落した時」とは、次に掲げるような事象をいう。
 - ア 災害、火災及び獣被害等により、森林資産の使用可能性が著しく低下した場合
 - イ 森林資産の継続的な使用の停止、事業廃止などによる場合
 - ウ 時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合

2 森林資産に関する事項

(一財) 広島県農林振興センターの民事再生により県営林化された分収造林については、県の債権放棄や日本政策金融公庫への損失補償など財務諸表に表せない多くの県民負担がある。

また、センター林と一体的に管理経営する森林資産は、その主伐による収益の獲得に至るまでが超長期であることから、将来的な収益はその間の社会経済情勢の変化に大きく影響される。

したがって、森林資産に関してセンター分収造林事業の経営改革に伴う県民負担や、将来の収益見込み額等について、事業運営に係る重要な情報として注記するものとする。

(1) 分収造林事業の経営改革に伴う県民負担

① (一財) 広島県農林振興センターの民事再生 (H25) に伴う県債権放棄額

区 分	金 額 (百万円)	備 考
県債権放棄額 (H25)	33,264	

② (一財) 広島県農林振興センターの民事再生 (H25) に伴う損失補償 (第三セクター債償還) 額

区 分	金 額 (百万円)									備 考
第三セクター等改革推進債償還額	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計	償還元金 12,837 百万円 償還期間 H26～R5 償還予定額 13,001 百万円
	1,314	1,311	1,308	1,305	1,302	1,299	1,295	1,292	10,426	

③ 県営林事業特別会計に係る一般会計繰入・繰出額

区 分		金 額 (百万円)										備 考
一般 会計	年 度	S39～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計	繰出－繰入 ▲2,534 百万円
	繰入額	1,832	250	180	125	133	138	136	141	64	2,999	
	繰出額	465	－	－	－	－	－	－	－	－	465	

(2) 正味売却価額の算定

森林資産の減損の兆候を把握するため、正味売却価額を算定するものとする。

なお、平成28年9月に貸借対照表を作成した際には、正味売却価額は長期収支見込額を評価年度時点まで割り戻した額とし、5年を一期とする県営林中期管理経営計画の策定の際に再評価することとしていたが、平成30年度から、正味売却価額は、総務省による「統一的な基準による地方公会計マニュアル」や他府県の状況を参考に、次の方法により毎年度算定するものとする。

① 正味売却価額の算定方法

$$\begin{aligned}
 & \text{正味売却価額} = \text{県営林の齢級別植栽面積 (標準伐期齢以上のスギ・ヒノキ)} \\
 & \quad \times \text{森林保険金額 (上限額) (ha 当たり, 樹種・齢級別)} \\
 & \quad \times \text{森林保険金額 (上限額) と実勢価格との比率 (27.3\%) (注1)} \\
 & \quad \times \text{県営林全体に占める資源循環林の割合 (80\%)} \\
 & \quad \times \text{分収造林契約・地上権設定契約上の県持分} \\
 & \quad \quad \quad (\text{センター林 68.3\% 既存県営林 64.6\%}) \text{ (注2)}
 \end{aligned}$$

注1) 森林保険金額(上限額)と実勢価格との比率は、災害が発生した際に支払われる保険金の限度額と、実際の森林の価値との差を補正するために算定する。

実勢価格は、直近の年度に実施した立木販売(主伐)の実績に基づき、1ha当たりの平均立木販売価格から販売経費等を差し引いた金額を齢級ごとに算定したものとする。

さらに、森林保険金額(上限額)と実勢価格の価格差を齢級ごとに比率として算定し、その齢級ごとの比率の平均値(面積加重平均)を、森林保険金額(上限額)と実勢価格との比率とする。

注2) 分収造林契約・地上権設定契約上の県持分については、分収割合の変更(県:土地所有者 = 6:4 → 7:3)に係る同意取得率(令和2年度末現在)を反映して算定した。

② 正味売却価額 (令和3年度末現在)

区 分	植栽面積 (ha) (標準伐期齢以上のスギ・ヒノキ)	正味売却価額 (千円)
センター林	8,640	3,696,931
既存県営林	3,502	2,195,617
計	12,142	5,892,548

※端数調整により合計が一致しない場合がある。